【令和５年度】

**補助金交付申請手続きの流れ【耐震改修又は除却】**

**耐震事業者**

**建物所有者**

**大阪府**

**国**

見積り

都市防災課

事前相談

《補助金の交付申請》

交付申請

審　査

交付決定通知

審　査

契　約

着手届

耐震改修

／除却

現地検査

★必ず、補助金の交付決定通知以降に

契約してください

支払い

（耐震改修のみ）

報告書作成

工事費用請求

完了検査申請

完了検査申請書は、事業完了後4日以内または事業完了年度の3月10日のいずれか早い日までに提出してください。

補助金請求

完了報告

審　査

補助金受理

額の確定通知

交付手続き

《補助金の受取》

**耐震改修**の完了報告は、事業完了後1ヶ月以内または事業完了年度の3月20日のいずれか早い日までに提出してください。

**除却**の完了報告は、事業完了後1ヶ月以内または事業完了年度の3月14日のいずれか早い日までに提出してください。

所有者の負担軽減のため、**工事業者による補助金の代理受領が可能になりました。**詳しくは事前相談時にご相談ください。

◎お問合せ先　大阪府都市整備部事業調整室都市防災課　（大阪府庁別館４階、電話：06-6944-6057）

**補助制度の概要【耐震改修又は除却】**

　大阪府では、広域緊急交通路沿道の耐震性不足の建物（耐震診断を義務付けたものに限る）の補強設計、耐震改修・除却を行う所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

《補助の対象額》

　ＡまたはＢのうち低いほうの額

　　　Ａ：実際に耐震改修又は除却に要する費用

　　　Ｂ：下表により算定した額（限度額）

|  |
| --- |
| ５１，２００　円／㎡以内　（IS値が0.3未満相当の場合は、５６，３００円／㎡以内） |
| ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、８３，８００　円／㎡以内。  マンション＊の場合は、５０，２００円／㎡以内　（IS値が0.3未満相当の場合は、５５，２００円／㎡以内）。住宅（マンション及び木造住宅を除く。）の場合は、３4，1００　円／㎡以内。 |

＊マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、

かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

《補助率》

上記の対象額に、以下の延床面積の区分に応じ、下表の補助率を乗じた額が補助金の額となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助率 |
| ５,０００㎡以下の建築物の場合（分譲マンション含む） | **11／30** |
| ５,０００㎡を超える建築物の場合 | **11／60** |

※補助額の計算例 ： 延床面積が8,000㎡の建築物（Iｓの値が0.5）の場合

補助限度額　8,000（㎡）×51,200（円/㎡） ＝409,600,000円

⇒実際に要する費用がこれを上回る場合、対象額はこの4億960万円となります。

補助額　　　　409,600,000×11/60＝75,093,333＝75,093千円　（千円未満切捨て）

《補助の要件》

* 耐震診断の結果、地震に対する安全性の評価について、大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合しないものであること。（詳細は、補助金交付要綱を参照）
* 耐震改修後に、地震に対する安全性の評価について、大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するように計画されたものであること。（詳細は、補助金交付要綱を参照）
* 耐震改修の設計内容が国の定めた指針に適合していることについて、耐震評価機関の評価書の交付を受けていること。

《耐震評価機関》　知事が認める機関

（公社）大阪府建築士会　／　（一社）大阪府建築士事務所協会　／　（一社）日本建築構造技術者協会関西支部　／

　（一財）日本建築総合試験所　／　日本ＥＲＩ（株）　／　ビューローベリタスジャパン（株）　／　（一社）中四国構造コンサルティング協会／　（一社）耐震技術広域連携協議会

* 補助対象者　：　対象建築物の所有者

※区分所有建物の場合は、管理組合又は区分所有者の合意を得た代表者。なお、耐震改修の場合は、あらかじめ区分所有者及びその議決権の各４分の３以上の同意が必要。また、除却の場合は、区分所有者全員の合意を得ていることが必要（ただし、建替えを前提とした除却の場合は、区分所有者及びその議決権の各５分の４以上）。

　　　　　※所有者が複数の場合は、全員の合意を得た代表者。

* 木造住宅は補助対象外　（市町村において木造住宅の耐震補助制度がありますので、各市町村にご相談ください。）
* 令和８年３月14日までに(耐震改修の場合は令和８年３月20日までに)完了報告を行うものであること。

※財政法第42条に基づき、補助事業は単年度で終了させることが原則です。複数年度にまたがる事業については、

大阪府にご相談ください。

《留意事項》

・補助金交付決定日以降に実施する改修（除却）費用が対象です。必ず、交付決定日以降に契約してください。

・申請書類作成にあたっては、記載方法や添付書類について事前に大阪府職員にご相談ください。